公　募　公　告

当局において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

令和８年３月２日

支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　森　信哉

１．業務名
令和８年度　乗用自動車による旅客運送

２．契約期間
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３．業務の内容
本業務は、当局が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

４．公募に参加する者に必要な要件に関する事項
（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
（２）国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。
（３）神奈川県横浜市中区または西区に営業所を有していること。
（４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
（５）申込書の提出期限の日から契約予定の通知までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年３月 31 日付け港官第９２７号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
（６）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５．公募説明書の配布日時及び場所
（１）配布日時
令和８年３月２日から令和８年３月１６日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時１５分から１８時００分まで（最終日は１６時００分まで）
（２）配布場所
〒231-8436　横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎１５階
関東地方整備局　総務部　経理調達課　調達係　　電話 045-211-7413
電子メールアドレス　pa.ktr-keichochotatu@mlit.go.jp
その他関東地方整備局港湾空港部ホームページ(http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/)からダウンロードすることも可能。

６．申込書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和８年３月１６日１６時００分まで

（２）提出先

５．（２）に示す場所に、電子メール、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達の記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

なお、電子メールにより提出した場合は、提出先へその旨連絡すること。

７．質問の受付及び回答

（１）質問は、書面（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達の記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

なお、質問には担当窓口の部署、氏名及び電話番号を併記するものとする。

①質問の提出先

５．（２）に同じ

②質問の受付期間

令和８年３月２日から令和８年３月１０日まで。

持参の場合は、上記期間の休日を除く毎日１０時００分から１６時００分まで

（２）質問に対する回答は、５（２）のホームページにて掲載する。

８．契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記４．に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。契約予定の通知を令和８年３月２６日に予定している。

９．契約書の作成の要否　　要

10．申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。なお、その場合の通知は令和８年３月２６日を予定している。

11．その他

（１）申込書等については、日本語で記載すること。

（２）本手続についての照会窓口は、５．（２）に同じ。

（３）本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

（４）暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

（５）詳細は説明書による。